

特記仕様書

工事名：野幌森林公園百年記念広場手摺改修工事

1, 一般事項

1) 共通仕様書の適用

- 1 本工事は、北海道森林土木工事共通仕様書（令和6年4月改訂版）及び自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）（令和5年9月改訂版）に基づき実施すること。

2) 概数の適用

- 1 工事数量総括書の工事内訳書等の「適用」又は「備考」欄に（概）又は「概数」と記して示した数量は、概数であり、現地の状況に応じて設計変更をする。
なお、設計上過大な出来高に対して変更するものではないので留意すること。
- 2 この工事においては、設計変更に係る図書作成（設計変更図の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。
この場合、発注者と受注者は別途協議するものとする。
- 3 概数に係る工事の施工に当たっては、施工図等を作成の上、工事監督員と協議すること。
- 4 概数に係る標準図は、標準的な施工図、又は出来形を示すものであり、現地の状況等に応じて受注者は照査のうえ、工事を実施するものとする。
なお、施工内容で変更の必要が生じた場合は、工事監督員と協議のうえ設計変更を行う。

3) 標準図

- 1 標準的な施工図、又は出来形を示すものであり、現地の状況に応じて受注者は十分照査の上、工事を施工するものとする。なお、施工内容で変更の必要が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上設計変更を行う。

4) 現場環境の整備（快適トイレ）

- 1 本工事は、男女とも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、工事監督員と協議し、設計変更においてその整備に必要な費用を計上する工事である。
- 2 受注者は、現場に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。⑫～⑱については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。
【快適トイレに求める機能】
 - ① 洋式便座
 - ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
 - ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
 - ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
 - ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
 - ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）【付属品として備えるもの】
 - ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
 - ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
 - ⑩ 鏡付きの洗面台
 - ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品【推奨する仕様、付属品】
 - ⑫ 室内寸法 900×900mm以上（半畳程度以上）
 - ⑬ 擬音装置（機能を含む）
 - ⑭ 着替え台
 - ⑮ フラッパー機能の多重化
 - ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
 - ⑰ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）
 - ⑱ 付属品等の木質化

3 快適トイレに要する費用

- (1) 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。
- (2) 契約後、快適トイレ設置の実施を希望する場合、施工計画書提出時に工事施工協議簿により協議を行い、規格・数量・設置時期等を施工計画書に記載し工事監督員に提出すること。
- (3) 快適トイレを設置した場合、証明書類（支払い書類等）の写し及び設置状況が確認できる書類（写真等）を工事完成前日の20日程度前までに工事監督員に提出すること。
- (4) 費用については、51,000円/基・月を上限に「積算上の差額※1」を共通仮設費（営繕費）として設計変更で計上する。
男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとする。（102,000円/2基・月が上限）※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円（従来品）を減じた額
- (5) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合は、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円/基・月を上限として計上可能とする。
- (6) 運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

5) 「法定外の労災保険」の付保

本請負工事の受注者は、下記に従い、「法定外の労災保険」に付さなければならない。

・この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の保険給付に上乗せして雇用者が従業員等又は、その遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。

・受注者は、本請負工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外労災保険」）を締結しなければならない。本請負工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着手の前に「法定外労災保険」を締結すること。なお、法定外の労災保険に係る保険料等の費用は、現場管理費率の中に計上されている。

・受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。

・契約書23条に基づき本請負工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。

・本請負工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

6) 北海道インフラゼロカーボン試行工事について

1 試行の実施について

本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事である。

2 試行の内容について

工事契約後、受注者は、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を提案・協議し取組を実施することができ。

実施要領及び計画書様式については、北海道水産林務部総務課ホームページで確認すること。

URL https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/O3kanrig/kanri_group.html

3 試行の実施について

受注者が本取組を実施する場合は、

① 計画書を作成し、この計画書を工事施工協議簿に添付し、工事監督員と協議する。

【注意】計画書は、電子データで提出すること。

② 工事監督員（主任監督員）は、①の協議があった場合には、評価できる提案内容であるか確認し受注者に回答する。評価できない提案があった場合、受注者は提案を再協議できる。

③ 受注者は、前項で提案・協議した内容に取り組むとともに、実施状況がわかる写真を撮影する。

④ 受注者は、工事完成に先立ち、工事監督員（主任監督員）に「実施状況報告書」を提出する。「実施状況報告書」には、③で撮影した写真を添付する。

⑤ 工事監督員（主任監督員）は、「実施状況報告書」により、②提案・協議された内容が適切に実施されていることが確認できた場合には、工事施工成績評定の「6 社会性等」の該当評価項目を加点評価する。

（ただし、工事施工成績評定を行わない場合を除く。）

もし、適切に実施されていない場合や「実施状況報告書」の提出がない場合等により実施状況が確認できない場合、又は、②の提案・協議がない場合には、加点評価は行わない。

4 試行の費用について

本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

2, 工程関係

3, 残土、産業廃棄物等関係

1) 産業廃棄物処理の指定等

1 産業廃棄物の処理については、次により積算しているが、処理場所を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。

区分	処理場所	運搬距離
金属くず	(株)公清企業 江別市八幡78-1, 59-1	片道20.0km

2 産業廃棄物の処理を委託する場合は、許可内容を確認し、収集運搬業者及び処分業者などと事前に書面により委託契約を行うとともに、建設廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。

4, 安全対策関係

1) 安全・訓練等の実施

1 本現場施工にあたり、労働安全衛生法等に基づき行う日々の安全教育のほか、本工事現場に即した安全・訓練等について、全ての作業員を対象に次の実施項目の中から選択し、現場に即した内容を毎月半日以上頻度で実施するものとする。

- 1 安全活動のビデオ等による視覚教育
- 2 安全関係法令等の周知
- 3 工事内容等の周知
- 4 安全衛生活動に関する手法の習得
- 5 安全衛生活動の前月の反省と評価
- 6 当月の作業内容と安全目標の徹底及び実践的指導
- 7 災害対策訓練
- 8 本工事現場で予想される事故対策
- 9 その他、安全・訓練等として必要な事項

2) 安全・訓練に関する施工計画の作成

1 本現場施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等に具体的な計画を作成し、工事監督員に提出するものとする。

3) その他安全対策

1 後続車道入口に工事概要、工事期間等を記載した工事看板を掲示することにより、一般利用者が工事区域内へ立ち入らないよう周知を行うこと。

5, その他

1) 現場環境改善について

- 1 現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。
- 2 現場環境改善の実施内容については、次のとおりとする。
 - (1) 別表より、実施する項目を選択する。
 - (2) 実施内容は、仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域連携のうち5項目を基本とし、具体的な実施内容、実施時期については、施工計画書を提出する際に協議する。

別表

計上項目	実施する項目
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ・用水・電力等の供給設備 ・緑化・花壇 ・ライトアップ施設 ・見学路及び椅子の設置 ・昇降設備の充実 ・環境負荷の低減
安全関係	<ul style="list-style-type: none"> ・工事標識・照明等安全施設の現場環境改善（電光式標識等） ・盗難防止対策（警報機等） ・避暑（熱中症予防）・防寒対策
営繕関係	<ul style="list-style-type: none"> ・現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む。） ・労働者宿舍の快適化 ・デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ・現場休憩所の快適化 ・健康関連施設及び厚生施設の充実等
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・完成予想図 ・工法説明図 ・工事工程表 ・デザイン工事看板（各工事PR 看板含む） ・見学会等の開催（イベント等の実施含む） ・見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ・パンフレット・工法説明ビデオ ・地域対策費等（地域行事等の経費を含む） ・社会貢献

- 3 工事完了時には、現場環境改善の実施状況がわかる写真等の資料を提出する。

2) 地域経済への配慮

- 1 当該工事については、地域の経済対策を考慮し、資材調達や労務等の手配などを速やかに行うこと。

3) 現場不適合について

- 1 当該工事の施工に際し、設計図書と現場条件の不一致が発見された場合は、直ちに工事監督員に報告し、協議すること。

4) 保安林内作業行為の禁止

- 1 本工事地区は「水源かん養保安林」に指定されているため、本工事施工部分以外の立木の伐採及び土地の形状の変更も制限されているため、工事施工に当たっては流木の伐採及び掘削等の必要が生じた場合は、事前に工事監督員と協議すること。

5) 社内検査

- 1 工事完成後、不可視となる部分については必ず社内検査を実施し、その結果について工事監督員にその都度報告すること。
 なお、社内検査の実施に際し、社内検査実施項目、実施時期、検査方法、確認頻度について施工計画書に明記すること。

6) 現場代理人について

- 1 請負契約書第9条に定める「現場代理人」は、必要な場合は複数定めることとする。なお、複数定める場合は分担する権限の内容を施工計画書に明記すること。

7) 主任技術者又は監理技術者の専任期間

- 1 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定めるものとする。
- 2 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は発注者が工事完成検査を実施し、工事受渡書を交付した日とする。

8) ワンデーレスポンスの実施（試行）について

- 1 この工事は、ワンデーレスポンス試行対象工事である。
 「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」若しくは「翌日」の一両日中に回答する取組である。（「翌日」が閉庁日の場合は、翌開庁日とする。）
 ただし、一両日に回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、受注者が次の段取りができるような回答を「その日のうち」若しくは「翌日」の一両日中に行う事とする。
- 2 受注者は、ワンデーレスポンスを要する場合、事実が確認できる資料を添付のうえ、工事施工協議簿の右上余白に「【ワンデーレスポンス対象協議】」と記載し、工事監督員に提出すること。
- 3 受注者は、2の協議について、必要に応じ「協議事項」欄に「【回答期限日】」を記載すること。

9) 週休2日を促進する森林土木工事の試行対象工事

- 1 本工事は、受注者の希望により「週休2日」を実施することができる工事であり、実施について施工計画書を提出する際に工事監督員と協議するものとする。
- 2 週休2日を促進する対象期間は着手日から完了日までとする。
週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。
対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇の6日間（12月29日から1月3日）及び夏期休暇の3日間（8月13日から8月15日）、工場作成のみを実施している期間、工事全体を一時的に中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。
- 3 現場閉所とは、実質的に現場作業を行っていない日のことをいい、現場点検やコンクリート養生、書類整理等の実施など、現場管理上必要な作業は現場作業に含まない。
- 4 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。
- 5 当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じており、対象期間における現場閉所達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、履行状況に応じた補正係数を、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乘じる設計変更を行う。また、市場単価についても、現場閉所に応じた補正係数を乘じる。
なお、その他労務費が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。
- 6 対象期間を通し週休2日相当（4週8休以上）の現場閉所を実施した場合には、工事成績評定において加点評価する。
なお、実施できなかったことを理由に減点措置等のペナルティーは行わない。
- 7 受注者は、工事現場又はその周辺の一般行人等が見やすい場所に、「週休2日制確保試行工事」である旨を標示板に掲示するものとする。
- 8 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付して工事監督員へ提出するものとする。
- 9 受注者は、週休2日の取組状況を工事旬報等により定期的に工事監督員へ報告するものとする。
また、履行確認時には実施工程表等により休日取得結果を工事監督員に報告するものとする。

10) 1日未満で完了する作業の積算について

- 1 「1日未満で完了する作業の積算」は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、「1日未満で完了する作業の積算」の適用について協議の発議を行うことが出来る。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、「1日未満で完了する作業の積算」は適用しない。
- 4 受注者は、協議に当って、「1日未満で完了する作業の積算」に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料（日報、実際の費用を示す資料等）を監督員に提出すること。実際の費用を示す資料（契約書、請求書等）により、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準との乖離が確認出来ない場合には、「1日未満で完了する作業の積算」は適用しない。

11) 森林土木事業に係る電子納品の実施について

- 1 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン【森林土木工事編】（平成27年7月）」（以下「ガイドライン」という。）に基づくものとし、受注者の体制や準備の状況を考慮し工事監督員と協議のうえ、電子化の範囲等を決定しなければならない。なお、ガイドラインは最新版を使用すること。
- 2 成果品はガイドラインに基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R等）で正副1部提出する。ガイドラインに記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、ガイドラインの解釈に疑義がある場合は工事監督員と協議のうえ電子化の是非を決定する。
なお、電子化の困難な資料及び工事施工協議簿、工事旬報等の押印された書類、出来形図、代表写真については、紙による成果品を1部納品する。
- 3 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステム（土木）（国土交通省）または市販のチェックシステム（ガイドラインに準拠したもの）によるチェックを行い、エラーのないことを確認する。なお、電子納品チェックシステム（土木）を使用する場合、国土交通省の要領とガイドラインに差異のある箇所についてはチェックを行わなくてもよい。（目視などでチェックを行う）チェックを行った後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。
- 4 ガイドラインについては、北海道水産林務部総務課のHP（下記URL参照）からダウンロードすることが出来る。
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/O3kanrig/kanri_group.htm

6. 提出書類

1) 契約後速やかに提出するもの

- 1 工事工程表・現場代理人等指定通知書・施工体制台帳1及び4・現場代理人等の経歴書・建設業退職金共済掛金収納書・共同企業体編成表(JVのみ)・積算労務単価報告書・法定外労災保険の保険証券の写し又は加入証明書の原本

2) 工事完成時に提出しなければならないもの

- 1 工事完成通知書・工事完成写真(施工前・完成(撮影月日の記入))・建設業退職金共済証紙貼付実績書・建設業退職金共済証紙貼付内訳書(元請負人(下請負人を含む)が作成し保管)・技能士活用状況報告書(実績)・北海道グリーン購入基本方針に基づく「令和元年度環境物品等の調達実績(公共工事)」及び「令和元年度環境物品等の調達実績(北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド)」

3) 必要の都度提出するもの

- 1 変更契約書・労働災害の発生について(報告)・労働者死傷病報告
- 2 下請負人選定通知書・下請負人選定通知書(内容変更版)・施工体制台帳2-3・施工体系図・公共工事前払金保証証書・同(写)・前払金使途内訳明細書・前払金使途変更申込書・前払金使途変更承諾書・建設業退職金共済掛金収納書

7. 材料

1) 総則

- 1 当工事施工のため使用する材料は、共通仕様書「第2章材料」に記載されたもののほか次の表のとおりとし、その数量は設計図書による。
ただし、「工事数量総括書」の「備考」欄に『概数』と記して示した数量は、概数であり、必要に応じて設計変更を行う。なお、設計上、過大な出来高に対して変更するものではない。

2) 見積単価

- 1 本工事に使用する見積単価について、手摺については、(有)山樹、札幌青森木材(株)、(株)ウッティークラフトの3者による見積金額により単価策定を行っている。

3) 石階段手摺

- 1 手摺 2段柵 溶融亜鉛メッキ+200μポリエチレン粉体塗装 鋼製：H900